

# 修士論文の電子公開および複写（ダウンロード）等に関する許諾書

年 月 日

法政大学図書館長 殿

私が執筆した修士論文（本文全文または要旨）について、法政大学学術機関リポジトリを通じてインターネット上に無償公開し、全文の複写に供することを許可し電子ファイルを提供いたします。

法政大学図書館からの「修士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について」とする別紙の説明を理解し、許諾するものといたします。

## 記

所属	研究科	専攻
学生証番号		
氏名（漢字）（自署捺印）	印	
氏名（よみがな）		
氏名（ローマ字）		
指導教員名・承認印	印	
論文題目		
論文題目（よみがな）		
題目訳 （英語・任意）	（海外からのアクセスを増やすため、ご協力を願います。）	
検索ワード（任意）	（論文題目の語は不要。検索に必要な、分野、主題、同意語など汎用性の高い学術用語）	
提供する PDF ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 全文と要旨両方 MS-word 等で提出の方も PDF でご提供ください。	
公開禁止期間設定	<input type="checkbox"/> なし （ただちに公開してかまわない。）	
	<input type="checkbox"/> あり 年 月 日以降公開する （設定理由）	
補助金や企業のファンドなど研究協力者に関する事項	補助・協力者の有無について	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	「あり」の場合、名称、事業主、採択番号等を記入のこと。	事業名 事業主（主宰） 採択番号または 研究協力者名
連絡先	（修了後の連絡先をご記入ください。公開許諾事項以外の問い合わせを受けた場合に利用します。）	
	住所	
	電話	
	Eメール	

以上

大学事務処理欄	学位授与日			
---------	-------	--	--	--



# 修士論文の電子公開および全文複写（ダウンロード）について

法政大学図書館

学術機関リポジトリへ論文を提供くださり、ありがとうございます。大学の学術研究成果は世界中の研究者や法政大学の研究分野に関心のある多くの人々に届けられます。

リポジトリにより公開された論文の所在情報は、国立情報学研究所提供の全国リポジトリ・ポータルサイト(JAIRO)、学術雑誌記事データベース CiNii 等により、波及的に広がっていくことが期待されます。

公開後は、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）」（別紙）に則り運用されて参ります。著作権は著作権者に留保されたまま公開されます。当該論文が出版等で、さらに有効な成果の公開がなされる場合には著作権者の利益が損なわれないよう、公開停止などの手続きを取ることもできます。

学位取得後の論文公開にあたって、この許諾書を提出していただきますが、下記の注意事項ならびに留意事項についてご確認くださいませようお願いします。

## <注意事項>

- 注1 この許諾書は、修士論文をインターネット上に公開するために、著作権法の定める公衆送信権・複製権（ダウンロード権）について許可を与えていただくものです。
- 注2 修士論文本文のPDFデータに法政大学図書館が行う加工は、検索エンジン・学術ポータル等の論文検索で必要なメタデータの付与と、PDFファイル各ページに対する「Hosei Repository」のヘッダー付与となります。本文中に学生証番号等が記載されている場合、そのまま公開されてしまいますので、ご注意ください。公開後の本文修正には応じられません。
- 注3 データの公開にあたり、法政大学学術情報リポジトリのホームページ上に、データの複製・印刷・ダウンロード等をした論文の利用は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- 注4 学位論文に共著者がある場合、資料館等の許可を得た資料を用いて執筆されている場合はそれぞれから論文の公開について許諾を得ておいてください。また、企業や省庁等の協力・助成によって受けた研究成果で学位を取る場合は事業名や採択番号等を許諾書に明記してください。
- 注5 修士論文の主題で今後博士論文を執筆をする際、仮に同一の主題であっても内容はもちろん発表年と参考文献の一覧は当然変わるものですので、取り下げる必要はありません。研究プロセスの公開にご協力ください。
- 注6 法政大学リポジトリは、海外からの利用も多く、より広く法政大学の研究成果を知っていただくためにも、論文タイトル（英文）、英文のサマリ等は日本語論文の公開後、指導教員の添削を受けたのち付け加えていただくことも可能です。その際は記事追加情報を記述欄に書き加えます。
- 注7 記入スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。
- 注8 許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。ただし、公開作業にあたり、業務の一部を外部へ委託する場合があります。

法政大学学術機関リポジトリに関する照会先：

102-8160 千代田区富士見 2-17-1 法政大学図書館事務部 市ヶ谷事務課 学術機関リポジトリ担当  
TEL: 03-3264-9512/FAX: 03-3264-9687/E-Mail: libi@hosei.ac.jp

## 法政大学学術機関リポジトリ運用指針（ガイドライン）

（目的）

1. 法政大学図書館（以下「図書館」という。）は、法政大学の教育・研究の発展に資するとともに、社会的貢献を果たすため、本学における教育・研究成果を収集し、法政大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に蓄積し、大学内外に無償で発信する。この運用を明確にするため、「法政大学学術機関リポジトリ運用指針」を定める。

（登録者）

2. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、下記のとおりとする。

- （1）本学に在職する専任教職員
- （2）本学に在籍する学生・大学院生
- （3）その他、図書館長が認めた者

（登録要件）

3. 登録要件は、下記のとおりとする。

- （1）教育・研究の成果であること。
- （2）本学において成果の主要な部分が作成されていること。
- （3）ネットワークを通じて配信できること。

（登録申請）

4. 登録者は、「登録申請・許諾書」を図書館長へ提出したのち、リポジトリ登録システムにより教育・研究成果の登録が行える。

（図書館の成果利用方法）

5. 図書館は、登録された教育・研究成果を下記の方法で利用するものとし、登録者はこのことを許諾する。

- （1）成果の複製とリポジトリを構築するサーバーへの格納
- （2）ネットワークを介した複製物の不特定多数への無償送信
- （3）保存および利用維持のための複製・媒体変換

（利用者への著作権法遵守の通知）

6. リポジトリの利用にあたり、著作権法が遵守されるべきことを、図書館は利用者へ通知する。

（登録者以外の著作権者との関係）

7. 登録者のみに著作権が帰属しないときは、下記のとおりとする。

- （1）著作権が登録者を含め複数の者に帰属するとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、他の著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。
- （2）著作権が登録者以外の者・団体等に帰属しているとき、登録者は図書館に対し、リポジトリ登録について、著作権者の許諾が得られていることを文書で通知する。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を社会的に明らかにしている場合には、その必要はない。

（著作権の留保）

8. 教育・研究成果のリポジトリ登録後の著作権は、著作権者のもとの留保される。

（登録された成果の削除）

9. 図書館は、リポジトリに登録された教育・研究成果が、下記に該当するときには削除することができる。

- （1）登録者が削除の申請を行い、学術機関リポジトリ運営委員会が承認したとき。
- （2）公序良俗に反する内容、法に違反する内容、本学の名誉を著しく傷つける内容等の理由により、学術機関リポジトリ運営委員会が削除を決定したとき。

（規程の改廃）

10. この規程の改廃は、学術機関リポジトリ運営委員会の議を経て行われるものとする。

付則

この規程は、2006年10月1日から施行する。